

仕 様 書 (案)

- 1 件 名 港区客引き行為等防止巡回指導業務委託
- 2 履行期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 3 業務に関する全般事項
 - (1) 港区青色防犯パトロール業務、みなとタバコルール指導等業務、港区客引き行為等防止巡回指導業務との共通事項（次のア～クに記載する内容）への対応を行う。
 - ア 通行の妨害となる路上での滞留やたむろ行為の抑止・啓発
 - イ 歩行・路上喫煙、ごみの不法投棄等のルール違反行為（「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」で禁止されている迷惑行為等）の抑止・啓発
 - ウ 路上喫煙等の助長や、公共の場所にたばこの煙が流れる要因となる灰皿等を設置する事業者等に対する灰皿等の移設又は撤去の呼びかけ
 - エ 路上での迷惑駐輪の抑止・啓発
 - オ 上記のほか、社会通念上、公衆の迷惑と認められる行為の抑止・啓発
 - カ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する広報
 - キ 区の指示により、港区青色防犯パトロール業務、みなとタバコルール指導等業務、港区客引き行為等防止巡回指導業務のパトロールの責任者は、各業務の情報共有を行うために開催する連絡会議へ出席すること（原則、月1回）。
 - ク 業務従事者は区が指定する腕章を着用すること。
 - (2) ①港区客引き行為等の防止に関する条例（以下「条例」という。）の周知・啓発、②条例第7条「客引き行為等の禁止」及び第8条「客引き行為又は勧誘行為を用いた営業の禁止」違反行為者（店舗含む。）に対する指導、③六本木安全安心憲章の周知・啓発（六本木地区のみ）を行うこと。
 - (3) 業務従事指導員（以下「指導員」という。）は、徒歩により業務を実施する（雨天時も同様）。
 - (4) 事件・事故を現認し、又は迷い人・急病人等の要保護者を発見した場合など緊急対応を要するときは、直ちに警察又は消防等の関係機関に通報するとともに、必要な措置を講ずること。
 - (5) 事件・事故等の特異事案を取り扱った場合は、事案の概要を速やかに区に口頭報告するとともに、事後、区に書面報告すること。
 - (6) その他、対応困難な状況が発生したときは、直ちに区に連絡して指示を受け適切に対応すること。
 - (7) 大雨、洪水、地震などにより、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、区の指示に従い、安全確保を図りながら、現場確認等の対応に当たること。
 - (8) 食事、喫煙、休憩は、受注者が区内に設ける拠点にて定められた時間に行い、路上等の公共の場所では行わないこと。
 - (9) 区からの指示事項（緊急対策、重点巡回地点の指示など）は、巡回業務をコントロールする基地局に報告し、基地局は従事する指導員に指示徹底を図るとともに、業務遂行の確認を行うこと。また、指導員間での連絡を密にするとともに、情報を共有すること。
 - (10) 業務に必要な物品等の全ての費用は、受注者の負担とする。

4 履行場所

- (1) 新橋地区：新橋駅周辺の公共の場所
- (2) 六本木地区：六本木交差点周辺の公共の場所
- (3) 赤坂地区：赤坂見附駅周辺の公共の場所
- (4) 大門・浜松町地区：大門駅周辺及び浜松町駅周辺
- (5) 田町地区：田町駅周辺
- (6) 品川地区：品川駅港南口周辺

5 履行日時等

(1) 履行日

ア 令和4年度の履行日は、下記のとおりとする。ただし、区内の情勢によって、必要性があると区が判断した場合にはこの限りではない。

- ① 新橋地区、赤坂地区、大門・浜松町地区、田町地区、品川地区については、原則として土・日曜日、国民の祝日及び区が指定する日（令和4年5月2日、5月6日、8月12日から8月16日、12月29日から令和5年1月5日まで）を除く毎日とし、236日実施するものとする。ただし、品川地区については、区と協議のうえ、月1回土曜日に業務を実施することとし、実施した場合は原則として翌月曜日を休務日とする。
- ② 六本木地区については、原則として日・月曜日、国民の祝日及び区が指定する日（令和4年5月2日、5月6日、8月12日から8月16日、12月29日から令和5年1月5日まで）を除く毎日とし、238日実施するものとする。

(2) 実施体制

ア 令和4年度の実施体制は下記のとおりとする。ただし、区内の情勢によって地区間で班編成数を融通する必要性が生じた場合、実施時間の変更の必要性が生じた場合、区内の環境浄化団体、町会・自治会等が実施するパトロールの日程、区民等からの要望がある場合には、区と協議して対応するものとする。

| 場所 | 時間 | 班編成数 | 警備員指導教育責任者数 |
|----------------|------------------------|------|-------------|
| 新橋地区 | 原則月～金曜 午後4時45分～後11時45分 | 5班 | 1人 |
| 六本木地区 | 原則火～土曜 午後6時～午前1時 | 4班 | 1人 |
| 赤坂地区 | 原則月～金曜 午後4時45分～後11時45分 | 3班 | 1人 |
| 大門・浜松町、田町、品川地区 | 原則月～金曜 午後4時～午後11時 | 4班 | 1人 |

6 業務体制

(1) 指導員の管理等

- ① 区内に指導員の拠点を設け、労働基準法に基づいた適正な勤務配置を行うこと。
- ② 各地区において、指導員の指導監督として、警備業法に基づく警備員指導教育責任者（同資格保有者）を配置して現場を統括させるとともに、区との連絡担当窓口とすること。
- ③ 警備員指導教育責任者は、定年退職した警察官など、客引き行為等の規制に関する法令（「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風営法）」及び「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（東京都迷惑防止条例）」をいう。以下

同じ。)の知識を有し、繁華街の生活安全対策に関する実務経験を有する者とする。こと。

- ④ 警備員指導教育責任者は、警備業法に定められた教育だけにとどまらず、「救命技能認定証（自動体外式除細動器業務従事者）」を取得させるとともに、客引き行為等の規制に関する法令、港区生活安全行動計画及び「みなとタバコルール」等の区的生活安全・環境浄化に関する取組、心肺蘇生法（CPR）及び自動体外式除細動器（AED）の取扱いなど、本業務を遂行するのに必要な教育を実施し、教育簿を備え付けること。
- ⑤ 六本木地区では、指導員として、社会生活で求められる英語を十分理解し、使用することが可能で、客引き行為等の規制に関する法令の内容等を英語で平易に伝えることができる者を各班に配置すること。
- ⑥ 指導員に対する研修は、個人指導月2回以上、集合教育月1回以上又は、個人指導月3回以上実施し、研修簿を備え付けること。
- ⑦ 指導員は、危険に対して冷静に対処できる者や交渉力に長ける者など、巡回指導業務（類似業務含む。）の十分な実績と経験を持つ者とし、本業務の目的と内容を理解し、指導等を行う際には責任感を持ち、緊急時においても迅速かつ的確に業務を遂行できる心身強健の者を選定すること。
- ⑧ 受注者は、受注決定後、業務開始前までに指導員の名簿（氏名、生年月日、実績、経験年数等）を区に提出すること。なお、名簿提出後、指導員を変更する場合は、その都度、区の承認を得ること。
- ⑨ 受注者は、港区客引き行為等の防止に関する条例施行規則第4条第5項の「港区客引き行為防止指定指導員証」（別紙1）（以下「指定指導員証」という。）への貼付用及び区が保管する名簿用として、各指導員の顔写真（カラー、脱帽、背景無し）を2枚用意し、うち1枚は当該名簿に貼付の上、提出すること。
- ⑩ 受注者は、月間の勤務予定者一覧表を提出すること。その際、各勤務日の責任者が分かるように明記すること（書式は任意）。

（2）実施体制

- ① 1班につき複数名の指導員で構成するものとし、上記（1）②で定める者と連携しながら業務を実施すること。
- ② 受注者は、区と協議の上、指導員に制服や腕章等を着用させるなど、当該業務を視覚的にアピールすること。また、指導員には、指定指導員証のほか、受注者が用意する携帯電話等の必要な機材や消耗品を常備させ、当該業務に万全を期すこと。
- ③ 指導員の勤務交替時には、申し送り、指示等を適切に行うこと。
- ④ 活動中の指導員の行動は、基地局にて適宜管理し、事故発生時等には必要な措置を講ずること。

7 業務内容

（1）条例の周知・啓発

客引き行為者等が多く出現する場所において、区が用意するチラシ等を用いて条例の内容の周知・啓発を行うこと。なお、実施場所は、区と協議して決定するものとし、通行の妨げやティッシュ配布等の宣伝行為の妨げなど店舗の営業妨害と誤認されないよう注意すること。

（2）条例第7条「客引き行為等の禁止」及び第8条「客引き行為又は勧誘行為を用いた営業の禁止」違反行為者（店舗含む。）に対する指導

（3）条例第7条「客引き行為等の禁止」及び第8条「客引き行為又は勧誘行為を用いた営業の禁止」違反者に対して、条例第10条第1項を根拠とする「指導」を実施すること。なお、指導を行う際は、強制や威圧と受け取られる態度を避け、理解と協力を求めるよう礼

儀正しく説明すること。

(4) 六本木安全安心憲章の周知・啓発

六本木地区では、上記(1)、(2)及び下記(4)に加え、六本木地区において全ての人が守るべきまちのルール「六本木安全安心憲章」に規定されている項目についての周知・啓発活動を行うこと。

(5) 港区青色防犯パトロール業務、みなとタバコルール指導等業務、港区客引き行為等防止巡回指導業務との共通事項への対応

巡回中に、道路等の公共の場所において、喫煙やごみの不法投棄等の「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」で禁止されている迷惑行為を視認した場合は、当該行為者に、同条例の趣旨を説明して理解を求めること。また、路上喫煙等の助長や、公共の場所にたばこの煙が流れる要因となる灰皿等を視認した場合は、設置する事業者等に灰皿等の移設又は撤去の呼びかけを行うこと。

通行の妨害となる路上での滞留やたむろ行為、路上での迷惑駐輪その他社会通念上の迷惑行為を行う者に対しても啓発を行うこと。

来街者等に向けて新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する広報を行うこと。

(6) 巡回時の注意事項

- ① 各地区の警備員指導教育責任者の代表者又はその代理人は、原則として毎週1回、(開庁日のみ)の業務開始前に、区担当課へ立ち寄り、必要な指示を受けたうえで業務に臨むこと。
- ② 指導員は、常に本業務の主旨を踏まえ、怠慢及び不適切な行動をとることがないように十分に注意すること。
- ③ 巡回中に犯罪企図者(犯罪に着手しているおそれのある者)や不審物等を発見した場合には、下記の対応を取ること。

ア 犯罪企図者

速やかに110番通報及び関係機関へ連絡するとともに、周囲の区民等の安全を確保しつつ、事態拡大の防止に努めること。

イ 不審物等

絶対に手を触れず速やかに110番通報(不審火等は119番通報)及び関係機関に連絡するとともに、周囲の区民等の安全を確保しつつ、受傷事故防止に留意の上、不審物等による被害の防止に努めること。

(7) 関係機関との情報交換

受注者は、効果的に活動を行うため、原則として、毎週1回以上定期的に各地区を管轄する警察署に立ち寄り、最新の客引き行為等をはじめとする繁華街の情勢等について情報交換すること。これらの内容については、連絡事項等があれば必ず区へ報告すること。

(8) その他

通行者等から問合せや地理案内を求められたときは、当該業務に支障のない範囲で、区が発行する身分証明書を提示し、誠実に応対すること。

8 区への報告等

- (1) 受注者は、業務実施日毎に日報(別紙2)を地区ごとに作成し、活動実施日の翌開庁日に区担当課へ持参して業務報告を行うとともに、電子メールでも担当者に送付すること。
- (2) 毎月10日までに、前月分の日報の内容を集約した月報(様式任意)を作成し、代表者による業務状況確認書と併せて区担当課へ持参して業務報告を行うとともに、CD-ROM等の記録媒体でも提出すること。

9 官公庁への証明申請

受注者は、区を代行して、巡回指導業務の実施に関する道路使用許可申請等の必要な手続を官公庁に対し行うこと。

10 受注者の責務等

- (1) 受注者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- (2) 受注者は常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上適宜報告すること。
- (3) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。
- (4) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (5) 受注者は、区又は第三者に対して損害を与えたときは、これらを賠償する一切の責務を負うこととする。
- (6) 受注者は、指導員が受注業務中の災害や事故等で被った損害について、区に一切の責任及び賠償を求めないものとする。
- (7) 受注者は、指導員の労働条件等について労働基準法、労働安全衛生法及び最低賃金法などの労働関連法令を遵守しなければならない。
- (8) 受注者は、個人情報について、別紙3「個人情報等取扱いに関する特記事項」を遵守すること。
- (9) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
- (10) 受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。また、ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。
- (11) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」（平成9年港区条例第42号）第9条に規定するみなとタバコルールを遵守すること。
- (12) 受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。
- (13) 受注者は、本契約の履行に当たり、新型コロナウイルス感染症の対策のため、次の対応を図ること
 - ① 警備員指導教育責任者及び指導員にマスクを着用させること
 - ② 指導員の拠点に手指消毒剤を配置すること
 - ③ 上記のほかに新型コロナウイルス感染症の拡大防止に有効な措置を講じること

11 環境により良い自動車利用について

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (2) 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。
- (3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着

証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

- (4) 本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に関するガイドライン（平成29年3月16日付改正28環車規第790号）」に規定する評価基準Aランク以上の車両を供給すること。

1.2 疑義等の取扱い

本仕様書に定めた事項に関し疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない細部については、港区と協議の上、決定することとし、受注者は、業務内容に疑義があるときは、速やかに区の担当者に連絡し、指示を受けて対応すること。

1.3 契約金額の支払方法

毎月の履行確認後、受注者からの請求に基づき月ごとに支払う。




1.4 問合せ先

防災危機管理室防災課生活安全推進担当 電話（3578）2271

<別紙1>

指導員身分証明書

(表)

| | | |
|---|--|---|
| 港区客引き行為防止指定指導員証 | | No.000000 |
|  氏 名 |  (顔写真) | |
| 有効期限 年 月 日 | | |
| 上記の者は、港区客引き行為防止指定指導員であることを証明する。 | | |
| 年 月 日発行 | |  |
| 港 区 長 (氏 名) | | |

(裏)

| |
|--|
| <p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none">1 港区客引き行為防止指定指導員は、その職務に当たり本証を携帯するものとする。2 条例に基づく指導その他の措置又は条例第13条第1項に定める調査等をする場合は、本証を提示しなければならない。3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。4 本証を紛失したときは、速やかに届け出なければならない。5 指定を解除されたときは、遅滞なく本証を返納しなければならない。 |
|--|

<別紙2>

客引き行為等防止巡回指導業務日報

| 地区 | 年 月 日 曜 | 時～ 時 | 天気 |
|-----|------------|---------|----|
| No. | 業務従事者属性 | 業務従事者氏名 | |
| 1 | 警備員指導教育責任者 | | |
| 2 | 指導員 | | |
| 3 | 指導員 | | |
| 4 | 指導員 | | |
| 5 | 指導員 | | |
| 6 | 指導員 | | |
| 7 | 指導員 | | |
| 8 | 指導員 | | |
| 9 | 指導員 | | |
| 10 | 指導員 | | |
| 11 | 指導員 | | |

<巡回指導内容確認一覧>

| No. | 対応項目 | 時間帯 | 視認人数 | 指導人数 | 状況 (指導の概況を記入) |
|-----|----------------|---------|------|---------|------------------|
| 1 | 条例第7条違反 | 17時～20時 | 人 | うち書面 人 | |
| 2 | | 20時～22時 | 人 | うち書面 人 | |
| 3 | | 22時～24時 | 人 | うち書面 人 | |
| 4 | 条例第8条違反 | 17時～20時 | 店舗 | うち書面 店舗 | |
| 5 | | 20時～22時 | 店舗 | うち書面 店舗 | |
| 6 | | 22時～24時 | 店舗 | うち書面 店舗 | |
| 7 | 路上喫煙者数 (延べ) | 17時～20時 | 人 | 人 | |
| 8 | | 20時～22時 | 人 | 人 | |
| 9 | | 22時～24時 | 人 | 人 | |
| 10 | その他迷惑行為 | 17時～20時 | 人 | 人 | (具体的な迷惑行為等も記入) |
| 11 | | 20時～22時 | 人 | 人 | |
| 12 | | 22時～24時 | 人 | 人 | |

<特記事項> ※特記すべき事項があれば記入してください。

| No. | 時間 | 場所 | 状況・対応等 |
|-----|----|----|--------|
| 1 | | | |
| 2 | | | |
| 3 | | | |
| 4 | | | |
| 5 | | | |

<総括報告>

※当日の客引き行為等の状況、実施した指導手法及び効果（改善状況）等について総括的に記入してください。

※追加する場合は行を挿入

個人情報等取扱いに関する特記事項

(適正な管理)

第1条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(秘密保持の義務)

第2条 受注者は、この契約により受託した事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。契約期間満了後も、また、同様とする。

第3条 受注者は、この契約により受託した事務に従事する者及び従事した者にも、前条の義務を遵守させなければならない。

(再委託)

第4条 受注者は、発注者の書面による承諾を得た場合に限り、この契約により受託した事務の処理を他に委託し、又は請け負わせることができる。

第5条 受注者は、受託した事務について前条の規定により他に委託し、又は請け負わせるときは、この契約により求められる安全管理措置と同等の措置を講ずることができる事業者を再委託先とし、この契約と同等の安全管理措置を義務付ける再委託契約を結ばなければならない。また、発注者は、受注者が再委託先に対して適切な監督を行っているかを監督するものとする。

(第三者への提供の禁止)

第6条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。

(委託された事務以外への使用の禁止)

第7条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を、委託された事務以外の用途に使用してはならない。

(加工、再生等の禁止)

第8条 受注者は、この契約により受託した事務の範囲を超えて、個人情報の加工、再生等をしてはならない。

(複写及び複製の禁止)

第9条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を発注者の許可なく複写し、又は複製してはならない。

(返還及び廃棄の義務)

第10条 受注者は、この契約により受託した事務が完了したとき又はこの契約が解除されたときは、受託した事務に係る個人情報を速やかに発注者に返還しなければならない。

第11条 前条の規定にかかわらず、受注者は、当該個人情報を発注者の指示に基づき廃棄するときは、第三者の利用に供されることのないよう善良なる管理者の注意をもって焼却又は裁断等により処分しなければならない。

(事故発生時等における報告及び対応の義務)

第12条 受注者は、個人情報の保護に関し事故が生じたとき、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、直ちに発注者に通知し、当該事故の解決に努めるとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に報告しなければならない。また、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、あるいはセキュリティ監査等の実地調査に対応すること。

(監査・検査への協力等)

第13条 発注者は、受注者に事前に通知し、受注者の承諾を得た上でいつでも、受注者の業務に支障を生じさせない範囲内において、個人情報の管理状況等について監査・検査を実施することができる。受注者は、合理的事由のある場合を除き、発注者又は発注者の指定した者の監査・検査に協力しなければならない。

(公表措置及び損害賠償義務)

第14条 発注者は、受注者が個人情報等取扱いに関する特記事項に掲げる義務に違反し、又は怠った場合は、港区長の附属機関である港区個人情報保護運営審議会の意見を聴いて、その事実を公表することができる。

第15条 前条の場合において、発注者が損害を受けたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。契約期間満了後も、また、同様とする。

(第16条から第21条の条文は、「特定個人情報(※)」の取扱業務を委託する契約のみ)

(特定個人情報管理体制の整備)

第16条 受注者は、委託業務を統括管理する部署に特定個人情報保護管理責任者を置き、委託業務を実行する部署に特定個人情報保護責任者を置かなければならない。

(特定個人情報を取り扱う従業員の明確化)

第17条 受注者は、特定個人情報を取扱う従業員並びにその役割を指定し、事前に従業員名簿を発注者へ提出しなければならない。

(従業員への教育訓練及び監督)

第18条 受注者は従業員に対して、委託業務を行うために必要な教育及び訓練を実施し、継続的に監督するとともに、秘密保持契約を締結する等の人的安全管理措置を講じなければならない。

(持出しの禁止)

第19条 受注者は、この契約により受託した事務に係る特定個人情報を指定された区域から持出ししてはならない。

(契約内容の遵守状況についての報告)

第20条 受注者は、契約内容の遵守状況、特定個人情報の安全管理体制等を書面で報告しなければならない。

(安全管理措置の改善)

第21条 受注者及び発注者は、第12条に基づく監査・検査の結果及び前条に基づく委託業務の遵守状況等についての報告を踏まえ、委託業務における特定個人情報の安全管理措置の改善要否を協議し、改善が必要と判断した場合は双方協力のうえ対応しなければならない。

※「特定個人情報」とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(電磁的記録媒体の保管)

第22条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を記録した電磁的記録媒体を、施錠できるロッカー等に保管しなければならない。

(電磁的記録媒体の搬送)

第23条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を記録した電磁的記録媒体を、専用ケース等に入れて施錠した上で、安全対策を施して搬送しなければならない。

港区客引き行為等防止巡回指導業務委託事業候補者選考基準

1 基本的事項

港区客引き行為等防止巡回指導業務委託事業候補者は、警備業法に基づく事業者であり、繁華街の生活安全対策や巡回指導業務等の豊富な実績とノウハウがあると同時に、仕様書に定められた実務経験者等の必要な人材を確保し、業務遂行体制を備えていること、本業務の目的を十分に理解し、新橋、六本木、赤坂、大門・浜松町、田町、品川地区における客引き行為等に関する現状と地域特性を把握したうえで、状況を改善させるための手法を明示し、確実に実施できる事業者であることとします。

2 審査の実施方法

プロポーザルの審査を公正に行うため、港区客引き行為等防止巡回指導業務委託事業候補者選考委員会を設置し、第一次審査及び第二次審査を実施します。審査は点数化して評価します。第一次審査及び第二次審査の結果を総合的に判断（第一次審査及び第二次審査の点数を合計）し、最も優れていると認められる1者を事業候補者として選考します。

(1) 第一次審査（書類審査）

参加資格条件を確認し、条件を満たしている事業者について、書類審査を実施します。なお、提案内容には法人の秘密に関する事項が含まれているため、審査は非公開で行います。第二次審査に進む第一次審査合格者を3者程度決定します。

第一次審査結果は、令和4年2月4日（金）までに、提案書を提出した全ての事業者に文書で通知します。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

第一次審査で選考された事業者に対し、第一次審査用企画提案書に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングを行います。なお、提案内容には法人の秘密に関する事項が含まれているため、審査は非公開で行います。所要時間は、30分程度です。（説明15分、質疑15分程度）。

プレゼンテーション用資料の追加配布（提出部数10部）は認めるものとしませんが、企画提案書等の内容を超える新たな提案を追加することは認めません。

なお、プレゼンテーション用資料の体裁・分量は、A3・1枚とします。また、第二次審査用に追加資料の提出を求める場合があります。

第二次審査の際は、参加申込書で記載された担当者のほか、仕様書にある警備員指導教育責任者（同資格保有者）（各地区の責任者のうち1名）も同席してください。その他、第二次審査に係る詳細な事項は、第一次審査通過事業者に別途通知します。

ア 実施日時

令和4年2月10日（木）午後5時

イ 実施場所

港区役所

ウ 結果通知

令和4年2月17日（木）までに、第二次審査参加者全員に、文書で通知します。

エ 審査結果の公表

第一次審査及び二次審査の結果については、契約締結後、港区ホームページで公表します。なお、事業者名は最終的に選考した事業候補者のみを公表します。

3 評価項目及び評価視点

(1) 第一次審査

| 主な評価項目 | 主な評価視点 |
|--------------------|--|
| 業務実績について | <ul style="list-style-type: none"> ・業務遂行に必要な実績とノウハウを有しているか。 |
| 業務に対する基本的な考え方・取組姿勢 | <ul style="list-style-type: none"> ・業務の目的や内容を正確に理解しているか。 ・業務遂行に向けた考え方、取組姿勢、視点など十分な意欲を有しているか |
| 人材の確保及び教育について | <p>①人材の確保について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実務経験者等（定年退職した警察官等）適切な人材を確保し、配置できるか。 ・適正な雇用形態であるか。 ・新型コロナウイルス感染症等による急な欠員に対応できる体制が確立されているか。 <p>②業務従事者への教育やスキルアップのための研修について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務従事者に対し、業務上必要な内容に加え、その他一般教養や接遇等の十分な教育を実施する体制を有し、指導員の育成が見込まれるか。 |
| 実施体制等について | <p>①安全対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務を安全に履行できる体制及び業務中の事故等防止対策が確立されているか。 ・新型コロナウイルス感染症を踏まえ、業務環境の整備や指導員への安全対策が適切に行われるか。 <p>②区との連絡体制について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務履行状況を適切に確認できる体制や、区との連絡体制が確立されているか。 <p>③緊急時の体制について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務履行中に発生または発見・現認した事件、事故など緊急時の対応及び関係機関との連絡・連携体制が確立されているか。 <p>④警察等関係機関や関連他業務との連携等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の実施にあたり、警察等関係機関との連携体制が構築できるか。 ・関連他業務（港区青色防犯パトロール業務、みなとたばこルール巡回指導等業務）との連携体制を構築し、迷惑行為等の抑止・啓発等の共通事項に対応できるか。 <p>⑤業務従事者間の連携等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警備員指導教育責任者と指導員及び指導員同士での連携体制が確立されているか。 |

| | |
|---------------------------------------|---|
| | <p>⑥業務管理について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務を確実に履行できる体制が確立されているか。 ・業務目的の達成に向け、必要な実施体制を明確に示しているか。 |
| 区民や来街者等への対応について | <ul style="list-style-type: none"> ・区民や来街者等に対し、港区客引き行為等の防止に関する条例、六本木安全安心憲章及び社会通念上の迷惑行為の抑止について効果的に周知・啓発する方法が提案されているか。 ・区民や来街者等から質問や要望等を受けた際の対応が適切であるか。 |
| 新橋地区の地域特性を踏まえた改善手法について | <ul style="list-style-type: none"> ・新橋地区の特性及び現状等を分析し、それらを踏まえた適切かつ実現可能な提案となっているか。 |
| 六本木地区の地域特性を踏まえた改善手法について | <ul style="list-style-type: none"> ・六本木地区の特性及び現状等を分析し、それらを踏まえた適切かつ実現可能な提案となっているか。 |
| 赤坂地区の地域特性を踏まえた改善手法について | <ul style="list-style-type: none"> ・赤坂地区の特性及び現状等を分析し、それらを踏まえた適切かつ実現可能な提案となっているか。 |
| 大門・浜松町地区、田町地区及び品川地区の地域特性を踏まえた改善手法について | <ul style="list-style-type: none"> ・大門・浜松町地区、田町地区及び品川地区の特性及び現状等を分析し、それらを踏まえた適切かつ実現可能な提案となっているか。 |
| 事業の充実に向けた提案について | <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の充実に向けた新たな提案がなされているか。 ・提案は実現性が高いものとなっているか。また、安定して継続的に運営ができるか。 |
| 見積額について | <ul style="list-style-type: none"> ・見積額は事業提案規模と照らし、適正・妥当な金額となっているか |
| 地域貢献活動項目について | <ul style="list-style-type: none"> ・該当の有無 |

(2) 第二次審査

| 主な評価項目 | 主な評価視点 |
|--------|--|
| 業務の理解度 | ・本業務の目的を的確に理解しているか。 |
| 提案の実現性 | ・提案内容は本業務の目的を達成することができる実現性が高いものとなっているか。 ・警備員指導教育責任者等が本業務に必要な経験を十分に持ち、また経験を生かした業務の遂行が期待できるか。 |
| 提案の発展性 | ・本業務の将来性、創造性、発展性がうかがえる提案がされているか。 |
| 理解・回答力 | ・委員からの質問の意図・目的を理解し、的確かつ信頼できる内容で、評価できる回答がなされたか。 |
| 取組意欲 | ・業務実施への積極的な意欲がみられ、柔軟性に富んだ誠実な遂行が期待できるか。 |

4 基準点（最低ライン）

応募事業者が1者の場合であっても審査を行うこととし、第一次審査及び第二次審査のそれぞれの満点（加点項目を除きます。）の60%を基準点（最低ライン）として設定します。

5 地域貢献活動項目の評価と提出書類について

(1) 区内事業者優遇

港区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会の拡大を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、「区内事業者と共同すること」を参加条件としています。

区内事業者が単独で参加したとき、又は、区内事業者と区外事業者で共同事業体を構成して参加した場合に代表企業が区内事業者であるとき、一次審査において、評価を優遇します。

共同事業体を構成する（代表企業ではない）構成員のみ区内事業者であった場合、または、やむを得ず、区外事業者のみで参加申請する場合は、加点対象となりません。

■ 共同の方法：複数事業者による共同事業体の結成

■ 共同事業体を構成する（代表企業ではない）構成員のみ区内事業者であった場合、また、区外事業者のみで参加申請する場合：区内事業者優遇措置（事務局採点項目の配点5%加点）の対象となりません。

共同事業体を結成し、参加申請する場合、適切な共同事業体の名称を設定の上、代表事業者を定め、単独で参加申請するために必要な提出書類に加え、次の書類を提出してください。

共同事業体を構成する全ての事業者が別に示す参加資格に該当することが必要です。代表事業者及び構成事業者の変更は原則として認めません。

(1) 共同事業体構成書

(2) 共同事業体協定書兼委任状

(3) 委任状（代理人が契約権限を有する場合のみ）

なお、虚偽申請等不正行為が発覚した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。

【区内事業者として扱う事業者】

- ・ 登記簿上、区内に本店を置き、営業する事業者（「港区の競争入札参加資格登録」を参加資格要件としない場合、入札参加資格登録の有無は問わずに区内事業者として扱うことが可能。）
- ・ 港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成 25 年 3 月 14 日港総契第 2801 号）に該当し、区の認定を受けている区内事業者
（登記簿上の本店所在地は区外に置いているが、事実上の本店所在地を区内に置き営業を行う事業者、または、区内に契約権限を有する代理人を設置し、支店又は支社等の営業所を置き営業を行う事業者）

【区内事業者として扱わない事業者の例】

支店①は、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成 25 年 3 月 14 日港総契第 2801 号）で定める区内事業者として認定されているが、港区内に所在地を置かない本店又は支店②として申込みがあった場合（共同事業体の構成員である場合も含む）

(2) ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価について

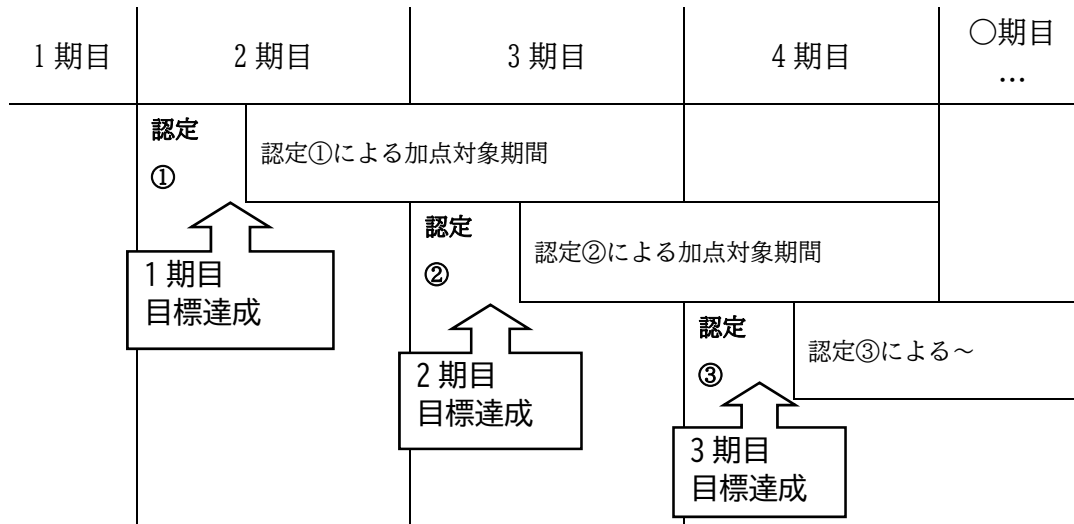
港区では、企業のワーク・ライフ・バランスのより一層の推進を図るため、「ワーク・ライフ・バランス推進」を、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。

評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。

○評価条件及び提出書類

| 評価条件 | 提出書類 |
|---|--|
| 港区が認定する「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定を受けている場合 | 認定通知等の写し |
| 東京都（産業労働局）が認定する「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」として認定を受けている場合 | 認定通知等の写し |
| 国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として認定（くるみん認定）を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、くるみん認定日における行動計画又はその次期行動計画の期間内であること（下記図参照） | 認定通知等の写し及びプロポーザル参加申請現在の次世代育成法に基づく一般事業主行動計画の期間（年数）を確認できる書類写し等 |
| 国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として特例認定（プラチナくるみん認定）を受けている場合 | 認定通知等の写し |

図 一般事業主行動計画期間とくるみん認定に基づく加点対象期間



(3) 障害者雇用の評価

港区では、障害者の雇用を促進するため、「障害者雇用の評価」を、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。

評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。

○評価条件及び提出書類

| 評価条件 | 提出書類 |
|--|---------------|
| 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する法定雇用障害者数以上の障害者雇用がある場合 | 障害者雇用状況報告書の写し |

(4) 環境配慮に対する評価

港区では、事業運営における環境配慮を促進するため、「環境配慮に対する評価」を、プロポーザル選考一次審査における必須加点項目としています。

ISO(国際標準化機構)14000 シリーズの 14001、一般財団法人持続性推進機構認証のエコアクション 21、一般社団法人エコステージ協会認証のエコステージ(ステージ2以上の認証に限る。)、特定非営利活動法人環境機構認証の KES・環境マネジメントシステム・スタンダード(ステップ2以上の認証に限る。)のうち、いずれかの認証を取得し、現在も登録をしている場合、通知書の写しをご提出ください。

(5) 災害協定活動に対する評価

港区では、災害時における協定の締結がある場合又は区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。

区と締結している協定書の写しをご提出ください。

6 募集方法および審査方法

- (1) 公募型プロポーザル方式により審査を行います。
- (2) 令和4年1月7日(金)に、港区公式ホームページに公募記事を掲載します。
- (3) 令和4年1月21日(金)午後5時をプロポーザル参加表明書・企画提案書等の提出期限とします。
締め切り後、参加表明事業者から提出された企画提案書等について審査を行い、事業候補者を決定します。

(4) 審査は、第一次審査、第二次審査を行います。第一次審査では、提出された企画提案書等に基づき、上記3(1)記載の評価項目等について評価をします。

なお、応募事業者が多数のときは、第一次審査で合計点数の高い3者程度を選考します。第二次審査では、事業者によるプレゼンテーションを行い、企画・提案の詳細についての説明を受けた後、本業務目的の理解度・実現性・意欲等について総合的に評価を行い、1者を選考します。

7 審査結果の公表等

(1) 選考終了まで、選考委員名は公表しません。

(2) 審査結果は全参加事業者に文書で通知します。

(3) 第一次審査及び第二次審査の結果については、事業候補者との契約締結後、令和4年4月1日(金)以降に港区公式ホームページに公表します。なお、事業者名は最終的に選考した事業候補者のみを公表します。